

スマートインターチェンジ整備事業 制度実施要綱

第1 背景・目的

我が国の高速道路（高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第2条第2項に規定する高速道路をいう。以下同じ。）における平均インターチェンジ（IC）間隔は、欧米諸国の平地部の無料の高速道路に比べ約2倍と長く、また、高速道路が通過するにもかかわらずICが設置されていないため、通過するのみとなっている市町村も存在する。

今般、「独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法」（平成16年法律第100号。以下「機構法」という。）第12条第6項の規定に基づき、会社（高速道路株式会社法第1条に規定する会社をいう。以下同じ。）に対し、スマートIC整備事業に要する費用に充てる資金の一部を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」という。）が無利子で貸し付けるために要する経費について、機構法第25条第1項に基づいて国が補助することとしたものである。

第2 定義

- (1) スマートICとは、高速自動車国道法（昭和32年法律第79号）第11条の2第1項の規定又は道路法（昭和27年法律第180号）第48条の5第1項の規定に基づき連結許可を受けた道路法上の道路で、道路整備特別措置法施行規則（昭和31年建設省令第18号）第13条第2項第3号のETC専用施設が設置され、専ら同号イに規定するETC通行車の通行の用に供することを目的とするICである。
- (2) SA・PA接続型とは、スマートICのうち、高速道路側の接続箇所が、SA又はPAであるものをいう。
- (3) 本線直結型とは、スマートICのうち、高速道路側の接続箇所が、本線車道又は本線上に設置されたBSであるものをいう。

第3 スマートICの要件

- (1) スマートICにおいて高速道路に連結する施設は、道路法上の道路であること。
- (2) スマートICの設置により、既設ICや周辺道路の安全かつ円滑な交通の確保、ICアクセス時間の改善、災害のおそれのある一般道路の区間の代替、地域活性化施策の支援など、十分な社会便益が得られること。
- (3) スマートICの設置に関し、高速道路への連結を予定している道路の道路管理者(以下「連結道路管理者」という。)において広報活動等の実施により、地域住民に対する説明責任が果たされているものであること。
- (4) 会社及び連結道路管理者は、安全かつ円滑な交通を確保しつつ、体制・運営の効率化等によるコスト縮減や利用者増に努めることとし、原則として、スマートICとその前後の既設ICにおける出入交通量の合計が、整備前の前後の既設ICにおける出入交通量の合計を上回る見通しであることを確認すること。
- (5) スマートIC整備により、機構の債務償還計画全体に支障を与えないこと。
- (6) スマートICの構造や管理・運営については、地区協議会(第5の2を参照)において調整されたものであること。
- (7) 上記要件は、スマートICを改築する際にも準用する。

第4 事業区分

1. IC

- (1) 高速道路の区域(料金徴収施設は高速道路の区域に含むものとする。)から既設の一般道路までの間に存する道路本体及び道路附属物等は、原則として、連結道路管理者が整備及び管理する。
- (2) 高速道路の区域内の道路本体及び道路附属物等の整備及び管理は、原則として会社が行うものとし、料金徴収施設を除き整備後に資産及び債務を機構に引き渡すものとする。
- (3) なお、高速道路の区域内の事業区分について、上記によりがたい場合は、連結道路管理者及び会社が協議の上定めるものとする。

2. 料金徴収施設

- (1) 料金徴収施設は、会社が整備及び管理・運営する。

第5 事業の手続き

1. スマートICの広域的検討

個々のスマートICの設置検討に際して必要となる基礎的な情報・データを分析・整理・共有するため、国（地方整備局、北海道開発局又は沖縄総合事務局。以下「地方整備局等」という。）、都道府県及び会社が連携し、スマートICの整備と土地利用、産業政策、交通動態、他の地域計画との関係について、広域的な検討を行うものとする。

2. 地区協議会の設置

- (1) スマートICの設置に当たっては、設置を予定しているIC毎に、連結道路管理者、地方整備局等、関係する地方公共団体、会社、その他の関係機関、学識経験者等により構成される地区協議会を設置する。
- (2) 地区協議会で検討・調整する主な事項は以下のとおりである。
 - ①スマートICの社会便益（スマートICの費用と比較し、十分な社会便益を確認すること）
 - ②スマートIC及び周辺道路の安全性
 - ③スマートICの設置に伴う高速道路の利用交通量の変化
 - ④スマートICの構造及び整備方法
 - ⑤スマートICの管理・運営方法
 - ⑥スマートICの利用促進方策
 - ⑦広域的検討結果の反映
 - ⑧その他スマートICを設置・管理・運営する上で必要な事項
- (3) 地区協議会に参加した機関等は、スマートICの安全かつ円滑な設置及び管理・運営に協力しなければならない。
- (4) 連結道路管理者は、(2)の検討・調整に際し、地域住民に対する広報や意見聴取を行うこと等により、検討段階における透明性、客観性等の向上を図るものとする。
- (5) 地区協議会は、スマートICの供用後も継続して、その社会便益・安全性・利用交通量・管理・運営形態・利用促進方策等について、定期的にフォローアップし、必要に応じ見直すものとする。フォローアップは、供用後1年経過後速やかに1回実施し、以後必要に応じて実施するものとする。なお、従来制度によるスマートICについても同様とする。
- (6) 地方整備局等は、地区協議会における検討・調整の円滑な実施に努めるものとする。

3. 実施計画書

連結道路管理者は、地区協議会における2(2)に掲げる事項に関する検討・調整の結果を踏まえ、「スマートIC実施計画書」を策定(内容の変更も含む。以下同じ。)するものとする。

「スマートIC実施計画書」の策定にあたっては、スマートICの連結道路が存する都道府県公安委員会その他地区協議会が必要と認める者と事前に協議するものとする。

連結道路管理者は、「スマートIC実施計画書」が策定された後、これを国、機構、会社に提出するものとする。

4. 連結許可申請

連結道路管理者は、「スマートIC実施計画書」の策定後、「連結許可申請書」(高速自動車国道法施行規則(昭和46年建設省令第19号)第2条又は道路法施行規則(昭和27年建設省令第25号)第4条の13の2に基づく必要書類)を提出し、連結許可を受けなければならない。

連結許可申請にあたっては、協議会で策定された「スマートIC実施計画書」を添付して提出しなければならない。

5. スマートIC整備事業制度に関する窓口

スマートIC整備事業制度に関する窓口は、各地方整備局等とする。

附則

この要綱は、令和元年9月30日から適用する。

上里スマート I C 地区協議会規約

(名称)

第 1 条 本会は、上里スマート I C 地区協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第 2 条 協議会は、上里スマート I C（以下「スマート I C」という。）の設置、管理、運営等について、必要な検討、調整等を行うことを目的とする。

(協議会の事業)

第 3 条 協議会は、前条の目的を達成するため次に掲げる事業を行う。

(1) スマート I C の設置に係る次に掲げる検討、調整等

ア スマート I C の社会便益に関すること。

イ スマート I C 及び周辺地区の交通安全に関すること。

ウ ~~スマート I C の採算性に関すること。~~ スマート I C の設置に伴う高速道路の利用交通量の変化に関すること。

エ スマート I C の構造及び整備方法に関すること。

オ スマート I C の管理、運営等に関すること。

カ スマート I C の利用促進方策に関すること。

キ 広域的検討結果の反映に関すること。

ク その他スマート I C の設置、管理及び運営に必要な事項に関すること。

(2) スマート I C の安全かつ円滑な設置及び管理運営の協力

(3) スマート I C の運用開始後の社会便益、安全性、~~採算性~~、~~利用交通量~~、管理、運営形態、~~利用促進方策~~等についての定期的な評価及び必要に応じた見直し

(4) その他目的達成に必要な事業

(組織)

第 4 条 協議会は、別表に掲げる委員により構成する。

(会長及び職務代理)

第 5 条 協議会に会長を置く。

2 会長は、上里町長をもって充てる。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 会長が出席できない時は、会長が指名したものがその職務を代理する。

(任期)

第6条 委員の任期は、協議会が存続する期間とする。

2 異動等に伴う委員の変更は、特別な理由がある場合を除き、前任者から引き継ぐものとする。

(事務局)

第7条 協議会の事務局は、上里町総合政策課に置く。

(会議)

第8条 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその会議の議長となる。

2 委員は、やむを得ない事情により会議に出席できないときは、その代理者を出席させることができる。

3 会長が必要と認める場合は、委員の同意を得て、委員以外の出席を求め、意見を聞くことができる。

4 会議は原則非公開とし、協議会の承認を得て会議資料及び会議録を公表する。

(経費)

第9条 協議会の運営に要する費用は、上里町の負担とする。

(その他)

第10条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。ただし、軽微な内容のものは、会長が定めることができる。

附 則

この規約は、平成23年2月7日から施行する。

附 則

この規約は、平成27年10月20日から施行する。

附 則

この規約は、令和3年1月18日から施行する。

別表

役 職	団 体 名	職 名	備 考
会 長	上里町	上里町長	
委 員	国土交通省	関東地方整備局道路部 道路計画第二課長	
		関東地方整備局 大宮国道事務所長	
	埼玉県	県土整備部 県土整備政策課 政策幹	
		県土整備部 本庄県土整備事務所長	
	埼玉県警察本部	交通部 交通規制課長	
	東日本高速道路（株）	関東支社総合企画部 総合企画課長	
		関東支社管理事業部 管理事業統括課長	
		関東支社 高崎管理事務所長	
	学識経験者	埼玉大学大学院 教授	
	埼玉ひびきの農業協同組合	組合長	
	上里町商工会	会 長	
	上里西部土地改良区	副理事長	
	上里町区長会	会 長	
		副会長	
		副会長	
		区長（原一）	地元区長
区長（原二）		地元区長	
区長（東宮十八軒四軒家）		地元区長	
区長（中・南五明）		地元区長	

【協議会事務局】

上里町 総合政策課

上里スマート I C 地区協議会規約

(名称)

第1条 本会は、上里スマート I C 地区協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、上里スマート I C（以下「スマート I C」という。）の設置、管理、運営等について、必要な検討、調整等を行うことを目的とする。

(協議会の事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため次に掲げる事業を行う。

(1) スマート I C の設置に係る次に掲げる検討、調整等

ア スマート I C の社会便益に関すること。

イ スマート I C 及び周辺地区の交通安全に関すること。

ウ スマート I C の設置に伴う高速道路の利用交通量の変化に関すること。

エ スマート I C の構造及び整備方法に関すること。

オ スマート I C の管理、運営等に関すること。

カ スマート I C の利用促進方策に関すること。

キ 広域的検討結果の反映に関すること。

ク その他スマート I C の設置、管理及び運営に必要な事項に関すること。

(2) スマート I C の安全かつ円滑な設置及び管理運営の協力

(3) スマート I C の運用開始後の社会便益、安全性、利用交通量、管理、運営形態、利用促進方策等についての定期的な評価及び必要に応じた見直し

(4) その他目的達成に必要な事業

(組織)

第4条 協議会は、別表に掲げる委員により構成する。

(会長及び職務代理)

第5条 協議会に会長を置く。

2 会長は、上里町長をもって充てる。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 会長が出席できない時は、会長が指名したものがその職務を代理する。

(任期)

第6条 委員の任期は、協議会が存続する期間とする。

2 異動等に伴う委員の変更は、特別な理由がある場合を除き、前任者から引き継ぐものとする。

(事務局)

第7条 協議会の事務局は、上里町総合政策課に置く。

(会議)

第8条 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその会議の議長となる。

2 委員は、やむを得ない事情により会議に出席できないときは、その代理者を出席させることができる。

3 会長が必要と認める場合は、委員の同意を得て、委員以外の出席を求め、意見を聞くことができる。

4 会議は原則非公開とし、協議会の承認を得て会議資料及び会議録を公表する。

(経費)

第9条 協議会の運営に要する費用は、上里町の負担とする。

(その他)

第10条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。ただし、軽微な内容のものは、会長が定めることができる。

附 則

この規約は、平成23年2月7日から施行する。

附 則

この規約は、平成27年10月20日から施行する。

附 則

この規約は、令和3年1月18日から施行する。

別表

役 職	団 体 名	職 名	備 考
会 長	上里町	上里町長	
委 員	国土交通省	関東地方整備局道路部 道路計画第二課長	
		関東地方整備局 大宮国道事務所長	
	埼玉県	県土整備部 県土整備政策課 政策幹	
		県土整備部 本庄県土整備事務所長	
	埼玉県警察本部	交通部 交通規制課長	
	東日本高速道路（株）	関東支社総合企画部 総合企画課長	
		関東支社管理事業部 管理事業統括課長	
		関東支社 高崎管理事務所長	
	学識経験者	埼玉大学大学院 教授	
	埼玉ひびきの農業協同組合	組合長	
	上里町商工会	会 長	
	上里西部土地改良区	副理事長	
	上里町区長会	会 長	
		副会長	
		副会長	
区長（原一）		地元区長	
区長（原二）		地元区長	
区長（東宮十八軒四軒家）		地元区長	
区長（中・南五明）		地元区長	

【協議会事務局】

上里町 総合政策課